

## 運送約款の一部改定について

2022年3月7日  
東急電鉄株式会社

1. 改定規則  
東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則
2. 改定日  
2022年3月12日（土）初電より
3. 改定内容  
[2022年3月12日からの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則はこちらを  
ご覧ください。](#)  
[2022年3月11日までの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則はこちらを  
ご覧ください。](#)
4. 新旧対照表  
別紙をご覧ください。
5. PASMO 払いもどし手数料の再設定について  
[こちらをご覧ください。](#)

以上

現行	改訂
<p style="text-align: center;">東急電鉄 ICカード乗車券取扱規則</p> <h2 style="text-align: center;">第6章 払いもどし</h2> <p>(払いもどし)</p> <p><b>第26条</b> 旅客が、PASMO が不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO 取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、IC 定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該 IC 企画乗車券が記名 PASMO であった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名 PASMO の記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機</p>	<p style="text-align: center;">東急電鉄 ICカード乗車券取扱規則</p> <h2 style="text-align: center;">第6章 払いもどし</h2> <p>(払いもどし)</p> <p><b>第26条</b> 旅客が、PASMO が不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO 取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。</p> <p>4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未</p>

能のみ消去して返却する。

- (2) 当該 IC 企画乗車券が無記名 PASMO であった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 4 旅客が、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が不要となり、当社が定める申請書を

提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券、または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める定期乗車券、または企画乗車券の払いもどしおよび PASMO 取扱規則の定めによる記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券、または企画乗車券の払い

もどし額と SF 残額の合算額とする。

- 5 前項の払いもどしを行う場合の手数料において、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額が旅客営業規則等に定める手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

- 5 旅客が、IC 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該 IC 企画乗車券が記名 PASMO であった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名 PASMO の記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

(2) 当該 IC 企画乗車券が無記名 PASMO であった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 6 旅客が、IC 企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該 IC 企画乗車券が記名 PASMO であった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名 PASMO の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。

(2) 当該 IC 企画乗車券が無記名 PASMO であった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよび PASMO 取

<p>6 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において自ら IC 定期乗車券を払いもどしする場合、第 11 条第 6 項で定めた任意の固有な番号を利用することにより、第 2 項に定めた当社が定める申請書の提出、および公的証明書等の呈示を省略することができる。</p>	<p>扱規則に定める無記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。</p> <p>7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 企画乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>8 第 1 項にかかわらず、第 24 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 PASMO を払いもどす場合は、PASMO 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。</p> <p>9 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において自ら IC 定期乗車券を払いもどしする場合、第 11 条第 6 項で定めた任意の固有な番号を利用することにより、第 2 項に定めた当社が定める申請書の提出、および公的証明書等の呈示を省略することができる。</p>
---	---